

指定給水工事事業者制度とは、水道法により給水装置の構造及び材質が政令に定める基準に適合することを確保するため、水道事業者がその給水区域において給水装置工事を適正に施行することができると認められる者を「指定」する制度をいいます。

## チェック欄

## 更新時に提出する申請書類

- ① 指定給水装置工事事業者指定申請書(様式第1号)
- ② 誓約書(様式第2号)
- ③ 給水装置工事主任技術者選任解任・届出書(様式第3号)及び  
給水装置工事事業者主任技術者免状の写し
- ④ 機械器具調書(別紙)
- ⑤ 法人にあっては、定款(コピー)、登記簿の謄本(原本)(3ヶ月以内のもの)  
個人にあっては、住民票の写し(3ヶ月以内のもの)
- ⑥ 事業所の案内図(所在地のわかる地図)
- ⑦ 連絡先電話番号及びFAX番号
- ⑧ 稲敷市指定給水装置工事事業者 更新時確認事項
- ⑨ 更新手数料 10,000円

※提出書類確認後に納入通知書を発行します。

※ 上記の書類については、新規登録時に提出済であっても再度提出をお願いいたします。  
各提出書類一覧をチェックし書類に不備がないようお願いいたします。

## 提出先

〒300-0504

茨城県稲敷市江戸崎甲4615

稲敷市上下水道お客さまセンター